

隣家の人が死亡し空き家状態が継続する事例が増加しています。竹木や雑草の手入れが為されず放置されると枝や根が越境し迷惑する事があり、勝手に切り取っても問題ないか迷う所です。

籍等を請求し相続人を調査しなければなりません。一方で現所有者が存在しない場合があります。相続人がいなかったり、相続人全員が放棄した場合です。この場合は裁判所に相続財産管理人選任の申立をしなければ解決しない事があります。

民法は「越境してきた枝は竹木の所有者に切除させることができる」とし、「根は切り取るこ

とができる」として、お悩みの方は専門家に  
ご相談下さい。

とすることができます。枝は勝手に切れないが、根は切れるという事です。

通常竹木と土地の所有者は同じなので法務局で所有者を確認し、枝の切除を請求します。所有者が死亡し名義変更されていない場合は、市役所で戸

遺言・相続 成年後見

債務整理・破産 離婚 他

三田中央事務所

司法書士・土地家屋調査士 田嶋 徳之

土日相談可 ☎079-561-2050  
tajima\_to-ki@nifty.com三田市中央町4-5 三田ビル5F(市役所向かい)  
<http://www.sandachuo.com>